



広島県報

号 外
第 29 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

広島県副知事定数条例	(行政管理室)	一一二
広島県立総合技術研究所設置及び管理条例	(研究開発推進室)	一一二
広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例	(文化・県民協働室)	一一六
広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例	(障害者支援室)	一一九
広島県留置施設視察委員会条例	(警察本部)	一二〇
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(文書法制室)	一二〇
栄養教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	(教育委員会)	一三三
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(文書法制室)	一四三
広島県公告式条例の一部を改正する条例	(文書法制室)	一四三
職員勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(人事室)	一四五
広島県職員定数条例の一部を改正する条例	(行政管理室)	一五六
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	(人事室)	一五七
広島県手数料条例の一部を改正する条例	(財政室)	一五七
広島県手数料条例の一部を改正する条例	(財政室)	一五七
政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	(行政情報室)	一五六
広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(文化・県民協働室)	一五六
広島県国民保護対策本部及び広島県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例	(危機管理室)	一五七
広島県感染症診療協議会条例の一部を改正する条例	(保健対策室)	一五七
理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例	(生活衛生室)	一五八

広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例及び広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例の一部を改正する条例	(障害者支援室)	一五八
広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例	(教育委員会)	一六〇
広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を改正する条例	("	一六〇
広島県立少年自然の家設置条例の一部を改正する条例	("	一六七
ひろしま教育の日を定める条例の一部を改正する条例	("	一六七
広島県警察本部の組織に関する条例及び広島県行政手続条例の一部を改正する条例	(文書法制室)	一六八
広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例	(労働委員会)	一六八
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人事室)	一六八
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	("	一六九
市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会)	一七〇
広島県議会委員会条例の一部を改正する条例	("	一七〇

(以上県法規記載)

公布された条例のあらまし

- 一 広島県副知事定数条例(条例第一号)(行政管理室)
 - 制定の理由
 - 地方自治法の一部が改正されたことに伴い、副知事の定数を定めた。
- 二 条例の内容
 - 広島県の副知事の定数は、二人とする。
- 三 施行期日
 - 平成十九年四月一日

一 制定の理由

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(条例第二号)(研究開発推進室)

産業技術並びに保健及び環境に関する総合的な試験研究並びにその成果の技術移転を行うことにより、県内産業の振興並びに県民生活の安全及び安心の実現を図るため、広島県立総合技術研究所(以下「研究所」という。)を設置し、その管理に關して必

要な事項を定めた。
二 研究所の内容

1 位置

広島市中区基町

2 業務

- (一) 工業、農業その他の産業に係る技術並びに保健及び環境に関する試験研究並びにその成果の技術移転を行うこと。
- (二) 工業、農業その他の産業に係る技術に関する指導、研修、情報提供等を行うこと。
- (三) センターの設備を利用に供すること。
- (四) 依頼に応じ、試験、検査、分析、鑑定等を行うこと。
- (五) その他研究所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

3 センター

名称	位置
保健環境センター	広島市南区皆実町一丁目
食品工業技術センター	広島市南区比治山本町
西部工業技術センター	呉市阿賀南二丁目
東部工業技術センター	福山市東深津町三丁目
農業技術センター	東広島市八本松町
畜産技術センター	庄原市七塚町
水産海洋技術センター	呉市首戸町波多見六丁目
林業技術センター	三次市十日市町

4 支所

知事は、必要があると認めるときは、名称、位置及び業務を公示して、研究所に支所を置くことができる。

5 使用料及び手数料

- (一) 使用料
センターの設備の利用又はセンターへの試験等の依頼に係る使用料又は手数料については、次の表に定める金額を超えない範囲内で知事が別に定める。

(二) 手数料

センターの名称	種別	金額
保健環境センター	製剤機	一時間につき 四三〇円
	試験検査機器	一時間につき 四八五円
食品工業技術センター	測定機械、試験機械及び分析機械	一単位につき 六、五二〇円
	技術者等を一定期間受け入れて利用させる設備	一月につき 二九、四七〇円
西部工業技術センター	工作機械、溶接機械及び溶射装置	一時間につき 一六、八六〇円
	試験機械	一単位につき 七、〇六〇円
	加熱炉	一回につき 一三、六七〇円
	試験室	一時間につき 六一〇円
	技術者等を一定期間受け入れて利用させる設備	一月につき 二九、四七〇円
	測定機械	一時間につき 五、〇八〇円
	試験機械	一単位につき 二、六四〇円
東部工業技術センター	染色整理機械	一時間につき 二、〇三〇円
	紡織関係機械	一時間につき 一、九六〇円
	工作機械及び溶接機械	一時間につき 四、二〇〇円
	加熱炉	一回につき 八、四六〇円
	試験室	一時間につき 一、九七〇円
	技術者等を一定期間受け入れて利用させる設備	一月につき 二九、四七〇円
	試験機械	一時間につき 一、八一〇円
林業技術センター	測定機械	一時間につき 二、二七〇円
	工作機械	一時間につき 二、二〇〇円

センターの名称	種別	金額
保健環境センター	ウイルス検査	一種につき 三三、五七〇円
	無菌試験	一件につき 一〇、一四〇円
	食品衛生試験検査	一単位につき 八、六一〇円
	医薬品、医薬部外品、化粧品、毒物、劇物その他の化学製品及びこれらの原料並びに医療用具の試験検査	一単位につき 一〇、七〇〇円
	ポリ塩化ビフェニール及びポリ塩化トリフェニールに係る定量分析試験	一成分につき 一一七、三八〇円
	温泉試験検査	一単位につき 五四、一八〇円
	環境衛生試験	一単位につき 四〇、二六〇円
	ダイオキシン類等の極微量物質に係る定量分析試験	一件につき 五六九、〇〇〇円
	その他の試験検査	当該試験検査に該当する健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六條第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところにより定める算定方法により算定した額の百分の八十に相当する額に百分の百五を乗じて得た額
	証明書、診断書及び鑑定書	一単位につき 七三〇円
食品工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 一五、八七〇円
	分析	一単位につき 一三、八〇〇円
	鑑定	一試料につき 七、六五〇円
	設計及び製図	一件につき 四、〇二〇円
	成績書及びその証明書	一部につき 八九〇円
	複写及び写真	一単位につき 九、二七〇円
	試験及び測定	一単位につき 二九、九五〇円
西部工業技術センター	加工	一単位につき 一一、三八〇円
	分析	一単位につき 一三、八〇〇円
	鑑定	一試料につき 七、六五〇円
	試験及び測定	一試料につき 七、六五〇円
	鑑定	一試料につき 七、六五〇円

三 施行期日等

1 施行期日

平成十九年四月一日

2 廃止する条例

- (一) 広島県立工業技術センター使用料及び手数料条例
- (二) 広島県立西部工業技術センター設置及び管理条例
- (三) 広島県立食品工業技術センター設置及び管理条例
- (四) 広島県立林業技術センター設置及び管理条例
- (五) 広島県立東部工業技術センター設置及び管理条例
- (六) 広島県立畜産技術センター設置及び管理条例
- (七) 広島県立畜産技術センター設置及び管理条例
- (八) 広島県立畜産技術センター設置及び管理条例
- (九) 広島県立水産海洋技術センター設置及び管理条例

3 一部を改正する条例

条 例 名	改正の内容
広島県家畜人工授精料等徴収条例	広島県立総合技術研究所の設置に伴う関係規定の整理
県立病院使用料及び手数料条例	
職員の特殊勤務手当に関する条例	

センター	種別	金額
東部工業技術センター	設計及び製図	一件につき 四、〇二〇円
	成績書及びその証明書	一部につき 八九〇円
	複写及び写真	一単位につき 九、二七〇円
	試験及び測定	一単位につき 三五、二二〇円
	加工	一単位につき 一一、三八〇円
	分析	一単位につき 一三、八〇〇円
	鑑定	一試料につき 七、六五〇円
	設計及び製図	一件につき 四、〇二〇円
	成績書及びその証明書	一部につき 八九〇円
	複写及び写真	一単位につき 九、二七〇円
林業技術センター	成績書及びその証明書	一部につき 七三〇円
	試験	一件につき 七三、一三〇円
	複写及び写真	一単位につき 九、二七〇円
	成績書及びその証明書	一部につき 八九〇円
	設計及び製図	一件につき 四、〇二〇円
	鑑定	一試料につき 七、六五〇円
	分析	一単位につき 一三、八〇〇円
	加工	一単位につき 一一、三八〇円
	試験及び測定	一単位につき 二九、九五〇円
	複写及び写真	一単位につき 九、二七〇円

保健所における手数料に関する条例
広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例
広島県行政機関設置条例

広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例 (条例第三号) (文化・県民協働室)

一 制定の理由
 優れた音楽、演劇、舞踊その他の文化芸術を鑑賞する機会を設けるとともに、創作、発表など県民自らの文化芸術活動を行う場を提供することにより、広く文化芸術の振興を図り、もって県民生活の向上に資することを目的として、広島県立文化芸術ホール(以下「文化芸術ホール」という。)を設置し、その管理に關して必要な事項を定めた。

二 文化芸術ホールの内容

1 名称、位置及び主要施設

- (一) 名称 広島県立文化芸術ホール
- (二) 位置 広島市中区白島北町
- (三) 主要施設 ホール、リハーサル室、スタジオ、音楽室、オーディオルーム、録画編集室

2 業務

- (一) 文化芸術を鑑賞する機会の提供に關すること。
- (二) 文化芸術活動等のための施設の提供に關すること。
- (三) その他文化芸術ホールの目的を達成するために必要な業務を行うこと。

3 施設の利用に係る料金

文化芸術ホールの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用に係る料金については、次の表に定める金額の範囲内で施設等の管理を行う指定管理者が知事の承認を受けて定める額

区分	利用料金の範囲				
	午前 九時から 二時 まで	午後 一三時 から 一六時 まで	夜間 一七時 から 二二時 まで	午前・午後 午後 午後・夜間 九時から 一六時 まで	全日 九時から 二二時 まで

三 指定管理者による管理
 文化芸術ホールの施設等の管理は指定管理者に行わせるものとする。

四 施行期日

附属設備	録画編集室	オーディオルーム	音楽室		スタジオ	ホール			ホール	
			第二音楽室	第一音楽室		第三ホール	第二ホール	第一ホール	休日	平日
知事が定める範囲	〇三、二、一 〇九、一、〇 〇から〇	〇六、〇、三、 〇二、〇、三、 〇から〇	〇四、〇、二、 〇一、〇、三、 〇から〇	〇六、〇、三、 〇九、〇、七、 〇から〇	〇六、〇、三、 〇九、〇、七、 〇から〇	〇八、〇、四、 〇九、〇、八、 〇から〇	〇一、〇、六、 〇一、〇、三、 〇から〇	〇一、〇、六、 〇一、〇、三、 〇から〇	で一〇、七、八、 〇四、〇、八、 〇から七	で一〇、七、八、 〇五、〇、九、 〇から七円
	〇三、二、一 〇九、一、〇 〇から〇	〇八、〇、四、 〇九、〇、八、 〇から〇	〇五、〇、三、 〇五、〇、〇、 〇から〇	〇一、〇、五、 〇〇、〇、六、 〇から〇	〇一、〇、五、 〇〇、〇、五、 〇から〇	〇一、〇、六、 〇二、〇、八、 〇から〇	〇一、〇、六、 〇一、〇、四、 〇から〇	〇一、〇、六、 〇一、〇、四、 〇から〇	で二、六、一、 〇七、〇、五、 〇から	で二、六、一、 〇〇、〇、九、 〇から円
	〇三、二、一 〇九、一、〇 〇から〇	〇一、〇、六、 〇一、〇、三、 〇から〇	〇六、〇、三、 〇六、〇、七、 〇から〇	〇一、〇、七、 〇一、〇、四、 〇から〇	〇一、〇、七、 〇一、〇、四、 〇から〇	〇一、〇、八、 〇一、〇、九、 〇から〇	〇二、〇、一、 〇二、〇、一、 〇から〇	〇二、〇、一、 〇二、〇、一、 〇から〇	で三、八、一、 〇〇、〇、七、 〇から	で三、八、一、 〇〇、〇、八、 〇から円
	〇七、〇、四、 〇八、〇、二、 〇から〇	〇一、〇、八、 〇一、〇、五、 〇から〇	〇九、〇、五、 〇九、〇、二、 〇から〇	〇一、〇、九、 〇一、〇、七、 〇から〇	〇一、〇、九、 〇一、〇、七、 〇から〇	〇二、〇、一、 〇二、〇、一、 〇から〇	〇二、〇、一、 〇二、〇、一、 〇から〇	〇二、〇、一、 〇二、〇、一、 〇から〇	で四、三、九、 〇三、〇、七、 〇から	で四、三、九、 〇三、〇、七、 〇から円
	〇七、〇、四、 〇八、〇、二、 〇から〇	〇二、〇、一、 〇二、〇、一、 〇から〇	〇一、〇、六、 〇一、〇、七、 〇から〇	〇一、〇、六、 〇一、〇、七、 〇から〇	〇一、〇、六、 〇一、〇、七、 〇から〇	〇二、〇、一、 〇二、〇、一、 〇から〇	〇二、〇、一、 〇二、〇、一、 〇から〇	〇二、〇、一、 〇二、〇、一、 〇から〇	で一、四、九、 〇六、〇、九、 〇から	で一、四、九、 〇六、〇、九、 〇から円
	〇一、〇、五、 〇〇、〇、六、 〇から〇	〇二、〇、一、 〇二、〇、一、 〇から〇	〇一、〇、七、 〇一、〇、四、 〇から〇	〇一、〇、七、 〇一、〇、四、 〇から〇	〇一、〇、七、 〇一、〇、四、 〇から〇	〇二、〇、一、 〇二、〇、一、 〇から〇	〇二、〇、一、 〇二、〇、一、 〇から〇	〇二、〇、一、 〇二、〇、一、 〇から〇	で七、五、三、 〇一、〇、七、 〇から	で七、五、三、 〇一、〇、七、 〇から円

規則で定める日

広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例 (条例第四号) (障害者支援室)

一 制定の理由

障害者自立支援対策臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、県及び市町が障害者自立支援法に基づき制度の円滑な運用を図ることを目的とする事業を実施するために必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

(一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(二) 国から交付された障害者自立支援対策臨時特例交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確かかつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確かかつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、県及び市町が、障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図ることを目的とする事業を実施するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成十九年三月十五日

広島県留置施設視察委員会条例 (条例第五号) (警察本部)

一 制定の理由

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、警察本部に設置する広島県留置施設視察委員会について必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 委員

定数 六人

2 委員長

委員長の選任方法及び職務を定める。

3 会議

招集その他の会議の運営について定める。

4 その他

その他広島県留置施設視察委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

三 施行期日

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (条例第六号) (文書法制室)

一 改正等の理由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整理し、及び関係条例を廃止した。

二 改正の内容等

1 一部改正する条例

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県職員定数条例	出納長制度の廃止に伴う職員の定義についての規定の整理
広島県税条例	吏員制度の廃止に伴う徴税吏員の意義についての規定における用語の整理及び出納長制度の廃止に伴う徴収金の納付又は納入を会計管理者にすることとする改正

広島県設置条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員等の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例	出納長制度及び吏員制度の廃止などに伴う他の都道府県の職員の意義についての規定の整理
特別職等の退職手当に関する条例	出納長制度の廃止に伴う出納長の退職手当に関する規定の削除など関係規定の整理
行政財産の使用料に関する条例	引用条項の整理
特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例	出納長制度の廃止に伴う出納長の給料等に関する規定の削除など関係規定の整理
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例	吏員制度の廃止に伴う市町が処理する事務の範囲についての規定における用語の整理
特別職の職員等の給与の特例に関する条例	出納長制度の廃止に伴う出納長の給料の減額などの特例措置に関する規定の削除
広島県統計調査条例	吏員制度の廃止に伴う実地調査についての規定等における用語の整理
食品衛生に関する条例	吏員制度の廃止に伴う立入及び調査についての規定等における用語の整理
かきの処理をする作業場に関する条例	吏員制度の廃止に伴う罰則についての規定における用語の整理
普通河川等保全条例	吏員制度の廃止に伴う実地検査についての規定における用語の整理
広島県建築審査会条例	吏員制度の廃止に伴う専門調査員についての規定における用語の整理

2 廃止する条例

条 例 名	廃 止 の 理 由
副出納長設置及び定数条例	出納長制度の廃止に伴う条例の廃止

三 施行期日等

1 施行期日

- (一) 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例別表第一の改正 平成十九年三月十五日
- (二) 行政財産の使用料に関する条例の改正 平成十九年三月十五日又は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第二百三十八条の四の改正規定の施行の日のうち、いずれか遅い日

- (三) (一)及び(二)以外の改正 平成十九年四月一日

2 経過措置

この条例の施行の際現に出納長が在職する場合には、その任期中に限り、出納長及び副出納長に係る規定は、なおその効力を有するものとする。

- 一 改正の理由
 栄養教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第七号)(教育委員会)改正の理由
 学校教育法の規定に基づき、県立及び市町立の学校に栄養教諭の職を設置することに伴い、関係条例の規定を整備した。

二 改正の内容

条 例 名	改 正 の 内 容
職員の給与に関する条例	教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)の適用職員に栄養教諭を加えた。
職員の特殊勤務手当に関する条例	教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の支給対象職員に栄養教諭を加えた。
市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例	教育職給料表(イ)及び教育職給料表(ロ)の適用職員に栄養教諭を加えるとともに、所要の規定の整備を行った。
県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例	条例の対象となる教育職員に栄養教諭を加えた。

三 施行期日

平成十九年四月一日

- 一 改正の理由
 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第八号)(教育委員会)改正の理由
 学校教育法の一部が改正され、盲学校、ろう学校及び養護学校が特別支援学校とされたことなどに伴い、関係条例の規定を整理した。

二 改正の内容

- 1 広島県立高等学校等設置条例の一部改正
 県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の名称を次のように改めた。

改正前	改正後
広島県立盲学校	広島県立広島中央特別支援学校
広島県立広島ろう学校	広島県立広島南特別支援学校
広島県立尾道ろう学校	広島県立尾道特別支援学校
広島県立広島養護学校	広島県立広島特別支援学校
広島県立福山養護学校	広島県立福山特別支援学校
広島県立西条養護学校	広島県立西条特別支援学校
広島県立広島西養護学校	広島県立広島西特別支援学校
広島県立廿日市養護学校	広島県立廿日市特別支援学校
広島県立福山北養護学校	広島県立福山北特別支援学校
広島県立三原養護学校	広島県立三原特別支援学校
広島県立呉養護学校	広島県立呉特別支援学校
広島県立庄原養護学校	広島県立庄原特別支援学校
広島県立広島北養護学校	広島県立広島北特別支援学校
広島県立沼隈養護学校	広島県立沼隈特別支援学校
広島県立黒瀬養護学校	広島県立黒瀬特別支援学校

2 職員の給与に関する条例等の一部改正

次に掲げる条例について、盲学校、ろう学校又は養護学校を特別支援学校に改めるなどの必要な規定の整理を行った。

- (一) 職員の給与に関する条例
 - (二) 職員の特殊勤務手当に関する条例
 - (三) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
 - (四) 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例
 - (五) 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例
 - (六) 広島県学校職員定数条例
 - (七) 広島県高等学校等奨学金貸付条例
- 三 施行期日
平成十九年四月一日

広島県公告式条例の一部を改正する条例 (条例第九号) (文書法制室)

一 改正の要旨

広島県報を電磁的方法により発行することとするため、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第十号) (人事室)

一 改正の理由

民間企業における勤務実態等を踏まえ、休息時間を廃止し、勤務時間等を見直すとともに、育児又は介護を行う職員の福祉の増進及び公務効率の向上を図るための措置を講じるなど必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 休憩時間の廃止

正規の勤務時間中に置いている休憩時間を廃止した。

2 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務

任命権者は、育児又は介護を行う職員が請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせることとした。

3 休憩時間の短縮

任命権者は、休憩時間を四十五分を超えるものとした場合において、当該休憩時間によると福祉に重大な影響を受けると認められる職員が請求した場合には、当該職員に係る休憩時間を短縮することができることとした。

三 施行期日

平成十九年四月一日

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例 (条例第十一号) (行政管理室)

一 改正の理由

事務事業の見直し等及び警察法施行令の一部改正に伴い、職員定数(定員)を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県職員定数条例の一部改正

簡素で効率的な行政システムの構築を図るため、事務事業の見直しを行うことにより知事の事務部局の業務量が減少するため、知事の事務部局の職員の定数を次のとおり改正した。

改正前	改正後	改正による減員
五、二〇三人	四、九九三人	二二〇人

2 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の減少に伴い、県立の中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区分	改正前	改正後	改正による減員
県立高等学校等教職員	五、五四五人	五、四二七人	一一八人
市町立学校県費負担教職員	一五、三六一人	一五、二八九人	七二人

3 広島県警察職員定員条例の一部改正

警察法施行令の一部改正に伴い、警察官の定員及びその階級別定員を次のとおり改正した。

区分	改正前	改正後	改正による増員
警視	一四八人	一五〇人	二人
警部	三三三人	三三七人	四人
警部補	一、四四六人	一、四七三人	二七人
巡查部長	一、四九六人	一、五二四人	二八人
巡查	一、五四一人	一、五七〇人	二九人
合計	四、九五四人	五、〇四四人	九〇人

三 施行期日

平成十九年四月一日

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（行政管理室）

一 改正の要旨

結核予防法が廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に結核に係る規定が追加されたことなどに伴い、市町が処理する事務の範囲について必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第十三号）（財政室）

一 改正の要旨

教職員の免許状及び検定手数料の額の改定などの使用料・手数料の改正を行った。

二 施行期日

1 広島県道路占用料徴収条例の改正 平成十九年三月十五日

2 1及び3から5まで以外の改正 平成十九年四月一日

3 広島県手数料条例の改正のうち指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設等及び介護員養成研修の指定並びに指定介護療養型医療施設の指定の変更に係る手数料の新設並びに広島県警察関係手数料条例の改正のうち探偵業届出証明書交付手数料等の新設に係る改正 平成十九年六月一日

4 広島県警察関係手数料条例の改正のうち3以外の改正 平成十九年六月二日

5 広島県手数料条例の改正のうち構造計算適合性判定手数料の新設等に係る改正 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日

政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（行政情報室）

一 改正の要旨

証券取引法の一部改正に伴い、引用する法律の題名を改めるなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（文化・県民協働室）

一 改正の要旨

特定非営利活動法人の設立等に係る手続について、申請者の負担の軽減を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムにより役員の本人確認情報が利用できる場合に住民票の写しの添付を要しないものとするなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

広島県国民保護対策本部及び広島県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例(条例第十六号)(危機管理室)

一 改正の要旨

防衛省の設置に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年三月十五日

広島県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例(条例第十七号)(保健対策室)

一 改正の要旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正され、感染症の分類が見直されたことに伴い、結核診査協議会を廃止して当該協議会の機能を広島県感染症診査協議会に移管するため、必要な改正を行った。

二 施行期日等

1 施行期日

平成十九年四月一日

2 結核診査協議会条例の廃止

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例(条例第十八号)(生活衛生室)

一 改正の理由

理容業及び美容業の形態が多様化している状況にかんがみ、理容所及び美容所につき衛生水準の維持及び向上を図るために講じるべき必要な措置を追加した。

二 改正の内容

新たに講じるべき衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

1 理容所及び美容所は、隔壁等により区画すること。

2 作業場には、手指、器具等の洗浄のための洗場及び洗髪のための洗場をそれぞれ設けること。

三 施行期日

平成十九年五月一日

広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例及び広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第十九号)(障害者支援室)

一 改正の理由

障害者自立支援法の施行に伴い、広島県立身体障害者リハビリテーションセンター及び広島県立心身障害者コロニーの施設体系の一部を見直し、名称を変更するとともに、施設の利便性及び利用向上を図るため、関係規定の整理を行った。

二 改正の内容

1 広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正

(一) 障害の種類にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供することに伴い、広島県立身体障害者リハビリテーションセンターの名称を広島県立障害者リハビリテーションセンターに、肢体不自由者更生施設あけぼのの名称をあけぼのに改める。

(二) 医療センターにおける入院料に室料差額を新設する。

(三) 利便性及び利用向上を図るため、スポーツ交流センターの利用料金に回数券を導入する。

(四) その他必要な規定の整理を行う。

2 広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例の一部改正

(一) 障害の種類にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供することに伴い、広島県立心身障害者コロニーの名称を広島県立障害者療育支援センターに、知的障害者更生施設松陽寮の名称を松陽寮に改める。

(二) その他必要な規定の整理を行う。

三 施行期日

平成十九年四月一日

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例(条例第二十号)(教育委員会)

一 改正の要旨

広島県立三和高等学校及び広島県立尾道工業高等学校を廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を改正する条例(条例第二十一号)(教育委員会)

一 改正の要旨

広島県縮景園及び広島県立美術館の施設の管理の一部を指定管理者に行わせること並びに施設の利用に係る使用料の一部を利用料金制に移行するため、必要な改正を行った。

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) (二)以外の改正及び廃止 規則で定める日
- (二) 3の改正 平成十九年三月十五日

2 広島県縮景園使用料条例の廃止

- 3 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正
- 広島県立美術館条例の改正に伴う必要な整理を行った。

広島県立少年自然の家設置条例の一部を改正する条例 (条例第二十二号) (教育委員会)

一 改正の要旨

広島県立吉田少年自然の家を廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

ひろしま教育の日を定める条例の一部を改正する条例 (条例第二十三号) (教育委員会)

一 改正の要旨

教育基本法の全部が改正されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年三月十五日

広島県警察本部の組織に関する条例及び広島県行政手続条例の一部を改正する条例 (条例第二十四号) (文書法制室)

一 改正の理由

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部が改正され、警察官が逮捕した者を留置等する施設である留置場が新たに留置施設とされたことに伴い、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県警察本部の組織に関する条例

警察本部警務部の分掌事務に関する規定の整理を行った。

2 広島県行政手続条例

処分及び行政指導に係る手続の適用除外に関する規定の整理を行った。

三 施行期日

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例 (条例第二十五号) (労働委員会)

一 改正の要旨

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二十六号) (人事室)

一 改正の理由

社会情勢の変化等を考慮して、農林漁業普及指導手当を廃止するとともに、特地域手当等の支給割合の範囲を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 特地域手当等の改定

(一) 特地域手当の支給割合の範囲を次のとおり改定した。

改	正	前	改	正	後
		一〇〇分の二五以内			一〇〇分の二以内

(二) 特地域手当に準ずる手当の支給割合の範囲を次のとおり改定した。

改	正	前	改	正	後
		一〇〇分の四以内			一〇〇分の二以内

2 産業教育手当の改定

産業教育手当の支給割合を次のとおり改定した。

区	分	改正前	改正後
者	定時制通信教育手当の支給を受ける者以外の者	一〇〇分の一〇	一〇〇分の六
	定時制通信教育手当の支給を受ける者	一〇〇分の六	一〇〇分の四

3 定時制通信教育手当の改定

(一) 定時制通信教育手当の支給割合及び支給割合の範囲を次のとおり改定した。